

午前九時五十九分開会

○参議院議長（伊達忠一君） おはようございます。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨日に引き続きまして、天皇の退位等についての立法府の対応について、各党・各会派の皆さんによる全体会議をこれから開催をさせていただきます、こう思っております。

まず冒頭、御了承をいただきたいんですが、今、参議院で予算委員会を開会をしております、無所属クラブの松沢成文先生が、冒頭、理事会だけ出席して、遅れてこちらに出席をするということでございますので、御了承をいただきたいと思えます。

本日は、主に⑤、⑥、昨日の引き続きの論点について御議論をいただければと。各党・各会派の皆さん方から御議論いただき、このまとめた資料を皆さん方にお配り今日もしてあると思えますけど、これに補足をしたいというようなことがございましたら一緒に御発言をいただければと、こう思う次第でございます。

それでは、まず自由民主党さんからお願いをしたいと思っております。

○衆議院議員（茂木敏充君） 今日の論点⑤、⑥につきましては、正副議長の御了解をいただきまして、我が党としては高村副総裁の方から既に基

本的な考え方を昨日お話をさせていただきましたので、それに付け加えることはございません。

○参議院議長（伊達忠一君） そうしたら、民主党さんの質問について、これが一巡したらその御返答をお願いしたいと、こう思っております。

それでは、次に民進党さん、お願いしたいと思います。

○参議院議員（長浜博行君） それでは、民主党さんの時間もちよつといただいてというわけではありませんけれども、私の方は、昨日の会議を受けて、各紙報道が退位について合意ができたというような報道が流れていて、それは一面において大変正しいことだと思えますし、一面においてやはり本質的な部分はどうなのかということがちよつと気になるところでございます。

それはなぜかという点、私どもは改めて、将来の全ての天皇を対象として恒久的な皇室典範改正による退位制度をつくることを強く主張をするところでございます。

昨日の議論の中で、無所属クラブさんとか日本のこころさんが基本的には天皇制は終身制ということを御主張されているわけでありまして、皇位継承に退位というものを、今は崩御だけでございますが、退位というものを加えていくというのは日本維新の会さん、そして私どもが主張するという形で、退位という問題とその後控えている本

質的な議論との間にちよつと根本的な部分での乖離があるように思うわけでございます。

皇位継承について、明確に皇室典範によることを要請している日本国憲法の規定、この国がよって立つ基盤、歴史、伝統、これは昨日申し上げましたが、安定的な皇位継承を求める今回のこの問題の本質、全てに鑑みても、この大事な部分を避けて、取りあえず退位で合意をしたということには必ずしもならないのではないかなというふうに思っております。

もちろん、退位をするときに、強制的な退位、強制退位を避けるためには、当たり前であります。天皇陛下本人の意思の確認をしなければならぬわけでありまして。これは、いわゆる憲法四条の天皇は「国政に関する権能を有しない。」という問題に触れるか触れないかというのは、多分この後、議論になる特例法においても、あるいは皇室典範の改正においても問題になつてくるというふうに思います。

ですから、静ひつな環境の中においても議論を妨げないという意味において、私どもは国会に設置されております憲法審査会において、天皇制、天皇という問題について議論をしようということをしたか現場で申し上げていたはずであるというふうにも思います。憲法審査会の中での、既に設置されている機関の中においての憲法に関する問

題を議論をしていくということもとても大事な点ではないのかなというふうにも思っております。論点整理として、退位等に関する問題、議題を中心として、議論の根幹となる事項にやはり焦点を当てなければいけないというふうにも思っております。

しかし、その他の事項についても、必要とされる項目は当然想定をしなければいけないわけでありまして、皇室典範改正には、退位後の天皇やその他皇族などの呼称、敬称、身分、地位、儀式、これもちよつと昨日申し上げましたが、陵墓などの規定等が含まれると考えるわけでございます。

さらに、退位後の天皇やその他皇族などの経済的側面に係る皇室経済法、相続税法、退位後の天皇やその他皇族などの補佐体制に係る宮内庁法、国家公務員法など、その他として刑法、それぞれ法改正が必要となることも想定をしているわけでございます。

今日の議論になるところの特措法とか特例法、自民党さんも公明党さんもその部分を書かれているわけでありまして、言葉としては特措法、特例法、特別に措置をする、つまり、今上天皇陛下一代に限って、何か問題があるので、これを特別に措置をして処置をするという手法が果たしてこの場合において正しいのかどうか、あるいはどういった形の法案のスキームを考えておられるのか、

御教示を賜ればというふうにも思っております。

申し上げるまでもないですが、皇室典範は大日本帝国憲法下の皇室典範においては宮務法と言われ、大日本帝国憲法そのものと同じ地位にあつて、帝国議会議員が触れることのできない皇室の中のお決まりと言ったらいいんでしょうか、私たちが触れるところのものではありませんでした。しかし、今、この皇位継承の問題を変えたら、これは憲法が委任をしている現在の皇室典範、これは、法制局長官の答弁を待つこともなく一般法でありますから、皇室の問題を変えていくためには、皇室典範というところに規定されている、一般法である皇室典範を変えていくというのが言わば正面から捉えられた考え方ではないかなというふうにも思っております。

皇室典範を作るとき、一九四六年当時の議論でありますけれども、実質、一九四六年七月に臨時法制調査会が活動を開始して以来、約三か月間という短期間でこの皇室典範を作り上げたものでございます。その後、衆議院と、当時は参議院はまだつくられておりませんでしたので帝国議会における貴族院の中で議論をされましたが、衆議院は十二月五日の本会議、昭和二十一年ですね、そして、今とは制度が違いますので、第一読会、第二読会、第三読会、皇室典範の委員会をつくって、十二月十四日には賛成多数で現在の皇室典範は可

決をされています。それを受けて、十二月十六日に貴族院で議論をし、同じような手続、貴族院の場合は皇室典範の特別委員会をつくったようでありまして、十二月二十四日の本会議で皇室典範を上げています。

皇室典範そのものに関してもそれほど時間が掛かっていないという状況の中において、今回の皇室典範の一部改正ということによらず特例法による、そして、一番最初に申し上げましたように、今回ののはあくまでも終身在位を前提として、何かの理由によるところの今上天皇陛下に限った特措法の処理になっていくという理解でよろしいのか、大分この退位の問題においての本質的な議論になってくると思いますけれども、それと、是非、特例法によるところの法的なスキーム、これを自民党さんと公明党さんに併せて、後ほどで結構でございますので、御教示を賜ればというふうにも思っております。

以上でございます。
○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、続きまして公明党さん、お願いいたします。

○衆議院議員（北側一雄君） 縦長の資料に基づいてお話をさせていただきます。

縦長の資料の二ページ目でございます。④まで

お話をしましたので、今日は⑤、⑥について我が党の考え方を話をさせてもらいます。

昨日の、退位ということについては、今上陛下のおことばを受けまして、多くの国民も退位をやむを得ないものと受け止めており、また何ら弊害というものもあると思えません、したがって今上陛下の退位は認められるべきではないかと考えるというふうに申し述べさせていただきました。

その上で、退位を検討するに当たって二つの方法が考えられます。将来の全ての天皇を対象とするのか、若しくは今上陛下一代の皇位継承に関する特例法とするのかと、この二つの方法があるんだろうと思います。

将来の全ての天皇を対象とする退位制度にしようとしても、当然、これは恒久制度になりますから皇室典範の制度改正が必要となってまいります。しかしながら、昨日も少し述べさせていただきましたが、将来にわたる退位の要件というものを現時点において一般的に規定することは極めて困難だということを考えております。

皇位の継承について、天皇の退位の意思や、また三権の長や皇族によって構成されます皇室会議の議を経ることを要件とすることは、天皇の国政関与の禁止や、また三権分立の原則との関係から憲法上の疑義があると思います。また、天皇の意思にかかわらず、天皇の年齢等によって退位を認

めるのは、退位の強制の弊害が生じることも懸念されます。以上の理由から、恒久制度とするのは現時点では困難と私どもは考えております。

ここには書いておりませんが、今、皇室典範の性格についてお話がございました。これも御承知のとおりでございますけれども、明治憲法での皇室典範と日本国憲法下での皇室典範、これは全く根本的に性格が異なるというふうに私も考えております。

明治憲法二条では、「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ」「継承ス」と書いてございます。日本国憲法二条では、「皇位は、」国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と。文言だけ見ますと、皇位の継承については皇室典範の定めるところにより継承するんだというところでは明治憲法でも日本国憲法でも同様なんです、ある意味引き継いでいるんです。ただ、根本的に違うのは、先ほど申し上げましたが、「国会の議決した皇室典範」というところが根本的に違うところです。

明治憲法下での皇室典範というのは、先ほどもお話がありましたとおり、これは官務法でございまして、天皇が皇族会議及び枢密顧問に諮詢して勅定する、天皇陛下自らが定める、こういう法律の構成になっておりまして、国会の関与というのは一切ないという性格でした。日本国憲法下の皇

室典範は、そうではなくて「国会の議決した」と書いているところが、ここが最大の眼目でして、要するに一般の法律なんですよと。一般の法律と同様、議会で皇位の継承のことについては決めていくんですよというふうに書いているところが根本的な違いだというふうに理解をしております。恐らく先ほどのお話と余り変わらない理解をしておるのかなと思うんです。

ポイントはそこにあるわけです、皇室典範という名前に、憲法二条には「国会の議決した皇室典範」と書いていますが、皇室典範という題名の法律によることを求めているのではないと思えます。そういう形式的な話をしていっているんじゃないかと、国会の議決した法律で決めていくんです。ここに眼目があるわけです、この皇室典範という文字に形式的に拘泥する必要はないというふうに私は考えております。したがって、特例法というものの、それは実質的にはこの憲法二条で言う皇室典範の一部になってくるわけです、特例法だからおかしいという理屈にはならないんだろうと思っております。

今上陛下一代の皇位継承に関する特例法とするしかないと考えますが、一代限りの、一代の特例法とすることによって、国会においてその都度、その時代時代の国民の意識、社会状況、天皇の年齢と皇位継承者の年齢、皇室の状況、これはもう

その時々で状況はやっぱり変化してくるんだと思うんですね。そういうものを踏まえて、国会で法律案として慎重に審議をしていくというやり方ができるので、私は今上陛下一代の特例法が適切ではないかと考えております。

ただ、その後に書いてございますが、この皇室典範の附則に特例法の根拠規定を設けることについては、昨日も議論がございましたが、これは検討の余地はあるんだろうというふうに思っております。

それから、昨日も自民党の高村先生からお話がありました。今上陛下一代だけで、将来はもうあり得ないんだということをお願いしているつもりはありません。その下に書いてございますけれども、特例法とはいえ重要なこれは先例となります。したがって、将来のことも視野に入れた法整備にしなければならず、今回、今上陛下の退位を認める事情等を特例法の法文上明らかにしていく必要があるんだろうというふうに思っております。これは将来の一つの先例になりますから。

また、今もお話ございましたが、退位される今上陛下の退位後の地位だとか敬称、処遇等の特例についても当然併せて検討されるべきだと、これは政府側においてしっかり検討してもらいたいというふうに思います。

この特例法については、これは政府の方で今回

のこうした議論を踏まえまして速やかに法整備を是非検討してもらいたいし、この国会で法案が提出をされましたら、この国会で成立を期していくべきだと、そのように考えております。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、日本共産党さん、お願いいたします。○参議院議員（小池晃君） 日本共産党としての意見を申し上げます。

これまでも表明してきたように、一人の方がどんなに高齢になっても仕事を続けなければならぬという今の在り方、これは憲法の根本原理である個人の尊厳に照らして見直す必要があると思っておりますし、高齢というのは、これはどなたにも訪れるもので、現天皇だけの特別な事情ではありませんから、皇室典範の改正で対応するのが筋だと考えております。

昨日、自民党の高村副総裁が、一代限りというのは語弊がある、将来の天皇の退位を否定しているものではないという趣旨のことを述べられました。私たちはこのことに注目をしております。

立法の必要性については昨日の議論でも大方一致していたように思いますが、立法の在り方については、これは様々な意見がございます。しかし、現行憲法の象徴たる天皇の退位を初めて立法化する

ということとは、それが憲法の規定に適合するものとなるのであれば、今後の在り方においても先例になるというふうに考えます。いずれにしても、立法の在り方については広く国民的な議論を踏まえて憲法の規定に適合するものとするべきだと考えております。

それから、議論の進め方ですが、日本国憲法で天皇の地位は主権の存する国民の総意に基づくものとされており、国権の最高機関である国会で各党・各会派の代表が参加する今回のような全体会議を引き続き行って、私は合意の形成を目指すべきだと考えております。

国民の期待に応える議論を進めるためには、以下の点が必要ではないかと考えております。

皇室をめぐる問題ではほかにも課題がございますが、まずは退位の問題についての合意形成を図るべきではないかということ。それから、広く国民の意見を反映する自由で冷静で落ち着いた議論とすべきであるということ。それから、議事録を作成し速やかに公表して国民の中での議論に資するものとする。最後に、多数による結論を押し付けるのではなくて、同時に今後の法案審議を縛るものにはしないこと。こういった点を今後の議論の進め方の問題として提起をさせていただきます。以上です。

以上であります。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、日本維新の会さん、お願いいたします。

○参議院議員（片山虎之助君） 昨日も申し上げたつもりなのですが、もう一度基本的な考え方を申し上げます。

私どもは、皇位継承の基本、原則は、昨日も申し上げましたが、終身、世襲だと、こう思っております。これは、長い歴史の中で守ってきたものだし、日本国憲法もそれを受け継いでいると思いますので、今後ともそれは守っていくべきだと思います。

それと、今回のような譲位と言うんでしょうか、生前退位というのは、これは例外になるわけですね。例外である以上、これはもう国民が見てなるほどという限定的なものでなければならぬ。

ところが、限定はいろんな議論が、もう既に各党の皆さんも言われておりますように、なかなか限定できないと。できないので、広めた、緩めたそういう譲位を認めると、言わば今までの原則を変えたことになる、制度を変えたことになるわけでありまして、これはこれでまた国民的な合意が要るし、いろんな手続での意思決定が私は当然要るんだろうと、こういうふうに思います。

しかし、今の今上陛下のお気持ちその他を考えると、是非今回の場合にはこれを認めてさしあげ

たいと。そうなれば、取りあえず一代限りの特例法で対応していくことが必要ではなからうかと、こういうふうにも思っております。特例法が今回以外でも仮に今後出てくるとすれば、それが一つの実績になって、国民的な合意としてきちりした恒久的な譲位を認めようかというあるいは議論に発展していくのではなからうかと、こう

思います。まだまだそれは時期尚早なので、今回は特例法で対応していくべきであって、それは陛下のお気持ちからいっても急がれているように私どもは受け取っておりますので、少なくともこの会議も、いろんな調整も三月中、今月中ぐらいには結論を出して立法化に掛かっていくべきではなからうかと、こういうふうに思っております。

それから、先ほど話がありましたように、特例法もその都度国会で議決するわけですから、形式的に言えば今おる国民の統合の意思と、こういうことになるんですね。だから、そのときの国民の統合の意思にその都度基づいてやるということもそれは説明が一応できるのではなからうかと、こういうふうにも思っておりますので、よろしく願います。

以上です。
○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、自由党さん、お願いいたします。

○衆議院議員（玉城デニー君） ありがとうございます。退位を検討するとした場合、将来全ての天皇を対象とするか、あるいは今上天皇一代限りとするかについて、それから、皇室典範本則、附則の改正、その他の立法事項等についての考えですが、

将来の天皇制のためにもやはりその都度の法改正ではなく、憲法第二条「国会の議決した皇室典範の定めるところにより、」という憲法の本旨に沿って皇室典範の改正で対処すべきであるというふうに思います。

そして、その皇室典範の改正において、天皇制の安定のためにも女性宮家の創設など基本的な議論を深めるべきであるというふうに思います。ですから、やはり皇室典範の恒久的な本則の改正にそれを入れ込んでいくということで我が党の方は考えております。

以上です。
○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、続きまして社会民主党さん、お願いいたします。

○参議院議員（又市征治君） 議長の下でまとめていただいたものに付け加えることはありませんが、少し強調して申し上げたいところを申し上げます。たいと思います。

今ほどもありましたが、憲法二条は、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」というふうに皇室典範を明記しております。

したがって、憲法学者の中から既に皇室典範の改正によらない特別法というのは憲法の重みを見無視をする、あるいは違憲の疑いが残るとの指摘さえも出ているわけでありますから、そうすると、天皇の地位そのものに正統性のやっばり疑義が生じかねないということにもなります。皇位の継承は、正統性を担保する意味でも皇室典範に定める一般的な基準、手続の適用によるべきだろう、このように考えております。是非その点で合意ができればなど、こう思います。

また、この退位に関する様々な法整備の必要性というものは、特別法であるが、皇室典範であるが、全く変わらないのではないかと。特別法だから時間短縮につながるかと、皇室典範改正だから時間が掛かるということにならないのではないかと。私どもは、その縦長の、ちょうど真ん中辺りに私どもの見解出しておりますが、例えば例示的に高齢又は疾患により執務を行うことが困難になった場合、天皇が自らの意思の表明、あるいは皇室会議の議決や国会の承認を得るなどといった、こうしたことはこれは特別法であるが、皇室典範であるが、同じように今回の場合も書かれるべ

きだろう、もっと突っ込んで言うならば、皇室典範のそうした例示的な中身というものは、場合によれば改正をまたしていくということがあつていいんだらう、このように思うわけでありまして、そのことが、憲法の規定からいって皇室典範改正でいくべきだろうと、このように思っております。もう一つ、余り各党触れられておりませんが、昨日も私、有識者会議問題をここで二回申し上げているのは、やはり国民の声を代表する国権の最高機関たる国会がこのような主要な方々がお集まりになって全体会議を開いている、ここでのやり意思形成ができるならば、国民を代表する国会が発議をして皇室典範の改正、あるいは場合によればそれは特例法ということあるかもしれないませんが、それを発議するべきで、政府というよりも国会の権限で行うべきではないのか、このように一番最後のところ、進め方としては述べております。是非この点についても御議論をいただければ、このように思います。

以上です。
○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、無所属クラブさん。
○参議院議員（松沢成文君） 予算委員会の理事会の関係で遅参をいたしました。御無礼をいたしました。

⑤と⑥について申し上げます。

昨日、超高齢化社会の到来の中で象徴天皇制を維持していくには、従来の終身制を原則とした上で、例外的に譲位制を認めるための法制度が必要であるということをお願いしました。やはり、そのためには皇室典範を改正して恒久的な退位制度を定めるべきだと考えています。

その最大の理由は、憲法第二条で「皇位は、」
「皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と規定されておりまして、皇室典範によらず法律で規定してしまうことは憲法違反の疑義を招き、立憲主義に反する可能性があるという事です。

したがって、新たな例外的な退位制を採用するためには、皇室典範の第四条を改正し、その第二項のようなものを作つて、前項の規定にかかわらず、後で申し上げますが、一定の条件の下で天皇は退位することができるといった条文をきちっと書き加えるべきだと考えます。

この皇室典範の改正の第二の理由が、やはり最近各種メディアの世論調査において、国民の六割以上あるいは七割近くが恒久的な制度導入を求めており、憲法第一条の「天皇は、日本国の象徴であり」「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」とあるように、国民の多数意見を尊重する方向を目指すべきだと思います。

そして、第三の理由としては、天皇陛下のおことばの中に、象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続くことを念じるとして、陛下自身も制度としての継続性を求めているというのが理由であります。

そこで、具体的な皇室典範の改正としては、まず、天皇の退位を認める一定の条件として、まず第一には、高齢又は病気のために公務を自ら遂行ができないという客観的な条件、そして二つ目に、それが天皇の意思のものであるといった主観的な条件、さらに皇室会議の議を経ることといった条件を組み込むことが必要であると思えます。

あえて言わせていただくと、さらに国民の総意に基づくということを重視するならば、それに加えて国会の議決を条件に加えることも検討してみるべきではないかと考えています。こうした条件を条文に加えることによって、危惧されている恣意的な退位や強制的な退位を避けることができるというふうに考えます。

更に細かいことを言うのであれば、皇太子に加えて皇太弟など皇嗣に関する条文を整備したり、あるいは退位した天皇の名称や立場についての条文化も必要であると考えております。

最後に付け加えますが、今後、仮にこの会議の議論の中で特別措置法によって一代限りの退位を認めるという立法措置をとることになった場合で

も、皇室典範の附則にしっかりと根拠規定を置いた上で特別措置法を制定し、それによって例外的退位を認めるといふ立法措置を図るべきであると考えます。そうしなければ憲法違反の疑義は免れないということですが。

最後、⑥ですけれども、確かに内閣は天皇制について責任を負うわけですが、閣法でこれを整備するという考え方もあります。しかし、この会議で議論に出ているように、有識者会議の意見が表に出て、内閣がそれを尊重して閣法で出してくるというよりも、私はこの会議こそ国民の代表が集まっているわけでありますので、この会議でしっかりと議論をした形で法案まで進めていって、議員立法として出していくという方が望ましいのではないかと考えております。

以上です。
○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございますました。

それでは、続いて日本のこころ、お願いいたします。

○参議院議員（中山恭子君） ありがとうございます。

この問題、御皇室が長い二千年以上の歴史を持つているということは、今私たちがどう判断するかというときに、長い歴史の中で先人たちがどのように考え、どのようにこの伝統を維持してきた

かということについても思いを至らせておく必要があると考えております。

そういったことを前提にして、将来の全ての天皇を対象とするとした場合、その御退位、御譲位の要件というのをどのように定めていくのか。皇室典範そのものを改正した場合には、そこに何らかの要件を書き込む必要が出てくると思えますが、そのとき個別的な要件ですとか具体的な要件を書き込むということは極めて困難なことであろうと考えます。

であれば、抽象的な要件を書き込むしかないということとなりますが、例えば年齢といった場合でも、御高齢といった場合でも何歳を指すのか、平均寿命が例えば五十歳のときの御高齢は一体何歳だったのか、現在の御高齢といった場合に五十歳なのか七十歳なのか八十歳なのか、そういったことを書き込むということが非常に困難であろうと考えております。

一般的に、抽象的な要件を書き込んだ場合には、判断は非常に恣意的なものになってまいります。そのような状況になりますと、政治情勢を理由にして退位が迫られるとか、又はマスコミの動き、メディアの動きで、御意思にかかわらず不本意な形で退位を迫られるといったような状況が出てくるという可能性もございます。ほかに懸念される事情というのはたくさんあるわけでございます

て、特に政争の具にしてはならないということで、そこだけは注意しておく必要があるかと考えております。

そういうことを考えますと、皇室典範の中に全ての将来の天皇まで縛る形の改正というのは、皇室典範を改正してそのような文を入れるということは、非常に危険であり慎重しなければならないことであろうと考えています。そこまで考えますと、やはり今上天皇の御退位を特例として認めるというところが精いっぱいではなからうかと考えております。皇室典範の附則を使って、憲法違反にならないような形を取って今上陛下の御讓位が認められるような工夫をしていく必要があるかと考えております。

その他のところで、議論の進め方でございますが、これまでも両議長始め多くの皆様が非常に丁寧な議論をなさっていることについては大変敬意を表しますし、今後その形でお進めいただいで、まとまっていったらなかと考えております。しかも、できるだけ早い段階で結論が出せたらよろしいと思っております。

ありがとうございます。
○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、最後、沖縄の風さん、お願いいたします。

○参議院議員（伊波洋一君） 沖縄の風の意見を申し上げます。

この⑤の退位の部分でございますけれども、今回の退位の議論の発端になっておりますのがやはりおことばでございますが、高齢化による公的行為あるいは象徴的行為が果たせなくなるということとはこれからも起こり得るということであると考えております。

現在の継承順位も含めて考えますと、今上陛下は今、ベトナム訪問中でございますが、まだまだお元気なんです、しかし、今回のおことばを発せられたのは、この象徴天皇制の継続性あるいは安定性をやはり願うことであると思っております。おことばの中にも、私の後を歩む皇族にとり良いことであるのかというような問いかけもございませう。これまでの御意見を見ますと、やはり各党派ともこのおことばについては尊重するという意思はとても強く受けます。

そういう中で、今回一代限りの制度ということになりますと、やはり今後また同様に、二十年、何十年で同様な議論をしなきゃいけなくなり、その都度の政治情勢によって恣意的に判断をせざるを得なくなるのではないかと思います。そういう意味では、天皇御自身の意思に沿い、そして、明白な要件、慎重な手続、国民的合意の下で実現すべきとの退位を認める諸条件を満たすことができ

ず、かえって日本国の象徴であり日本国民統合の象徴たる権威に疑念が生じかねないこともあり得ると思えます。という意味では、今回こそ、一代限りの特例法ではなくて、恒久的な適用のあり得る一般法とすべきではないかと、このように考えています。

それから、皇室典範の改正か皇室典範改正に引かない特別法かということについてでございますが、憲法第二条は、「皇位は、世襲のものであり、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と定めています。また、他の憲法の条文で法律に詳細を委ねる場合も存在しますが、特定の法律名を明記しているのは第二条のみです。これは、皇室典範以外に、特定の皇位継承にしか適用されない特別法の制定を許さない趣旨と解すべきではないでしょうか。そういう意味では、生前退位の法形式は皇室典範の改正によるべきだと考えております。

最後に一点でございますけれども、今回の議論がやはり国民世論の参加をどのように保障するかということとは問われていると思えます。そういう意味でも、やはり世論や国民の思いが通ずるような形でこれを実現していくべきものだと、このように考えております。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

ました。

これで一通り皆さん方から御意見を承ったわけでございますが、その中に御質問なり、また御発言をしたいということがありましたら、順次御発言をいただきますと思います。

それでは、民進党さんに対して、茂木政調会長の方からお願いします。

○衆議院議員（茂木敏充君） 民進党を含め各党から御質問、論点をいただいたところでありまして、特に四点を中心にお話を申し上げたいと思っておりますが。

まず、簡単なことでありますが、一点目、退位について合意したか否かとメディアの報道等々があつたというお話もあつたところではありますが、昨日、この会の終了時に正副議長の方から、メディア対応につきましては、各党が自分の言つたことについては各党の方でお話をくださいという話でありまして、我々もそういう対応を取らせていただきました。合意したか否かということについて、そういった意味で、我々は自民党としてはこういう主張をさせていただきましたということでありまして、そこはもし議長の方で補足等がございましたら、後でお願いしたいと思っております。

大きな論点、恐らく二つということになるのではないかなと思っております、その一つは、や

はり天皇の退位について、一代を対象にするのか、それとも将来の全ての天皇を対象にするのかということでもあります。確かに、退位について、将来の全ての天皇を対象にする場合と今上陛下一代を対象にする場合、この二つのケースが考えられるのは事実であります。

昨日、高村副総裁の方から、我が党の基本的な考え方として、退位の対象について、今上陛下の退位については、将来の予見可能性、要件の設定が困難なことから、特例法による対応が適切と考えるが、これは必ずしも将来の天皇の退位を否定するものではなく、その時点の状況を的確に踏まえて慎重に判断すべきものであると考える、こういうお話をさせていただきましたが、若干それに付け加えさせていただきますと、例えば将来の全ての天皇を対象にする場合について、どこまで将来の予見可能性があるのかと、また、要件を設定することが必要になるといふわけでありますが、例えば詳しく書くことが困難で漠然としたものになる場合、それを恣意的に使われないかと、こういった懸念もあるわけがあります。

では、明確な要件を設定しようという場合に、天皇の意思を要件にするということになりますと、やはり天皇の意思にこの退位というものを直接関わらしめることは憲法上の問題、憲法に反する疑いがある、そのように考えております。

年齢を要件にするといたしましても、年齢、これはいろんな法律で高齢者ということについても違っております。そして、個人差も当然年齢についてはあるわけでありまして、非常に年齢というのは幅広い概念で、一律に決めにくいという問題があります。

さらに、職務遂行能力を要件にするといった場合は、世襲制との整合性をどうするのかと、こういった課題があるわけでありまして、現時点においてこれらの課題の克服や適切な要件の設定は極めて困難であるということから、将来の全ての天皇を対象にする退位というのは極めて困難であると、それが我々の考えであります。

そして、今上陛下を対象にするという場合、その場合であっても、これが将来の先例になるという点については否定できないと考えております、これは先ほど小池さんの方からも指摘をさせていただいたとおりでもあります。ただ、それは、その時点の状況を的確に踏まえた慎重な判断と立法手続によりまして、恣意的な運用を十分回避であります、むしろその時点の国民の総意が反映をされるものであるというふう到我々としては考えております。

そしてもう一点、大きな問題として皇室典範と特例法の関係ということでありまして、長浜先生の方から宮務法のお話ございました。

これにつきましては公明党からも御指摘があったところではありますが、明治憲法下における皇室典範、それと新憲法、現在の憲法下におけるこの皇室典範の位置付けというのは当然違っているわけでありまして、明治憲法下におきます宮務法、既に御説明いただいたように、議会での議決が必要がなかったわけでありまして。しかし、新憲法下におきましては、これは議会で決める言わば一般法でございます、特例法も議会で議決をすれば皇室典範という性格を持つということでありまして、これは昭和二十一年の十二月の、当時の金森憲法担当大臣の答弁以来一貫していると、こういう形だと思っております。

その上で、昨日、高村副総裁の方から申し上げましたのは、そうではあります、確認的に、現在あります皇室典範と今回の特例法の関係を明確にするための規定を皇室典範に置くことにより対応する用意が自民党としてもありますということとを申し上げた次第であります。

それから四つ目に、今回、退位について法律を定めるということになりますと、単に退位の問題ではなくて、例えば呼称の問題を含め様々な規定が必要になってくる、当然の御指摘だと、このように考えております。その規定をどうしていくかということについては、これはやはり天皇に関わります様々な法律の施行に責任を有し、全体を整

合的に取りまとめる立場にある政府に対して、閣法として法案を速やかに作成し国会に提出するよう要請するというのが、この会議における基本的な立場であるべきだと、私はこのように考えているところでありまして。

今までいただいた基本的な御質問なり、また論点について我々の考え方を申し上げましたが、一代を対象にするのか、それとも将来の全ての天皇を対象にするのか、こういう議論につきましても、一代であるにしても、それは我々として将来の問題について否定をする問題ではないということと、それからもう一点は、特例法と皇室典範とどちらがいいんですか、こういう二元論的な考えではなくて、新憲法下における皇室典範というものの性格、それと明治憲法下における宮務法の性格、こういう違いを考えた場合に、新憲法下における退位等を決める規定、議会で決める規定の性格というものがどういうものであるか、こういう基本的な論点から議論を進める必要があると、そのように考えております。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

同時に、公明党さんにも御質問あったところがございますが、よろしゅうございますか。

ほかに御意見があれば。

○衆議院議員（野田佳彦君） 今のやり取りでい

ろんなお話が、少し前向きな議論ができるような気がしてまいりましたので、改めて私からもちょっと質問をさせていただきたいと思うんですね。

というのは、大事なところは、憲法二条をめぐる解釈については、昨日、内閣法制局のお話を高村先生からお聞きしましたし、今日、北側先生と茂木先生からもこの解釈について御説明がありました。一方、やっぱ憲法学者の中では違憲という指摘をする人もいます。私は、いろいろ解釈があることは存じておりますけれども、少なくとも、天皇の即位、退位に関する事で違憲の疑いがあるという議論が出続けること自体は好ましいことではないと思っております。その疑いをやっぱりきちんと払拭をするということが大事だと思っております。

その意味では、やっぱり筋としては皇室典範の改正で対応するというのがベストだと思うんですね。そのことを踏まえて我々は自分たちとしての案を、一定の要件の下で退位を認めるということとを典範の改正でセットしていくべきだという論を取っているんです。

ということを申し上げた上で、だとすると、今日のお話を聞いていて少し見えてきたのは、自民党さんも公明党さんも一代限りと言うけれど、実は将来先例になり得るといふことをおっしゃいました。おっしゃったということは、それはやっぱ

り制度改正として崩御以外に生前の退位があり得るということをお認めになつてのことだと私は思うんです。だとすると、それは本則にきちつとそういう法文の書き方ができないものかどうか、是非これは検討しなければいけないのではないかと思います。

加えて、憲法と典範と特例法というお話でございましたけれども、その特例法との関連付けで、附則に置くという考え方を公明党さんはおっしゃいました。もしかすると自民党さんもそういう考えなのかもしれません、用意があると言う。何で本則ではないのか。天皇の退位、即位という皇室典範の根幹に関わるお話です。法文上は本則も附則も効力は変わらないかもしれませんが、基本的な大事なこのテーマを何で本則に位置付けて対応しようとしなれないのかということ極めて私は疑問に思います。

その上でもう一つ。特例法のイメージ、この骨格、概要、どんなものをイメージしているのか。特例法のイメージがないと説得力がないと思うんですが、この辺の御説明を併せていただければ有り難いと思います。

○参議院議員（片山虎之助君） 今のに絡むので、私も聞こうと思つていた、茂木さんに。

一代限りでない、その次の世代やなんかにも適用がある特例法をお考えなら、私が言っている一

代限りは、少なくとも我が党は一代限りなんです。その特例法は今の天皇に適用があつて、また別の天皇で同じ問題が起きたらまた別の特例法作るんですよ、考え方は。それを、ずっと続くような、二代にも三代にも適用のあるようなお考えなのかどうか、そのところははっきりさせてくださいよ。大きいところでですよ。

○参議院議員（長浜博行君） ちょっと待つてください。片山先生、この表によると、日本維新の会の退位に対する考え方は、崩御の場合以外に皇位継承が可能な制度とすべきと書かれておるので、さつき私は御紹介をしてみましたんですが、この議長たちが作つていただいたこれと違うわけでございますか。

○参議院議員（片山虎之助君） いや、私はよく読んでいないけれども、私の言うことと違うなら、それはまとめた方が間違い。

○参議院議員（長浜博行君） 議長、当初、冒頭にヒアリングございましたですね。そのときの議事録は公開をしていないようでありますけど、その議長に対して各党が申し上げたやつも公開をしていたかかないとそこが生じますので、是非議事録を公開いただければと思います。

○衆議院議長（大島理森君） 検討させていただきます。

○衆議院議員（高村正彦君） ちょっといいです

か。

片山先生の御質問にだけお答えして、あとは茂木さんに答えていただきますが、維新の考え方と私たちの考え方は変わリません。特例法の中に将来の天皇にも適用ある云々なんていうことは書きません。ただし、「限り」と言うとき、世論調査なんかのときに将来には認められないのではないかと誤解するおそれがあるから、一代限りという言葉は今まで私たちが使ってきたけれども、これから余り使わない、そういうことを言ったので、特例法についての考え方については、片山先生がおっしゃつた考え方と我々の考え方は変わりません。

○参議院議員（片山虎之助君） 一代完結の特例法なんです、特例法というのは本来。それはいろんな書き方があつてもいいんだけど、分かりました。高村さん、分かりました。

○参議院議長（伊達忠一君） それじゃ、茂木会長。

○衆議院議員（茂木敏充君） 私の記憶が確かであれば、昭和天皇が崩御をされて大喪の礼が営まれると、そのときに当時の内閣含め、大喪の礼の在り方について様々な議論があつたと。そして、この大喪の礼というものをある意味初めて行うと。これは、将来にわたつてこの大喪の礼のやり方とというのが先例になり得るといふことも慎重に議論

をした上で大喪の礼の在り方というのは考えたんだと、このようにお聞きをいたしております。

今回、我々が申し上げたのは、一代を対象とするということでも、こういった形で新憲法下におきまして初めて行うわけでありますから、それが全く将来の参考にされないということは想定されないであろうと。それが将来の先例になるということはその意味で否定はされないわけでありますが、将来についてはその時点の状況を的確に踏まえた慎重な判断と立法手続によって対応する方が、むしろその時点の総意がしっかりと反映できるものではないかなと、こんなふうに考えております。

野田先生の方から、退位について違憲の疑いが出るのはよくないと。我々も同じ思いを持っております。その意味も込めて、この要件設定、我々の考え方申し上げましたので繰り返しますが、これを天皇の意思といったものを直接絡めるということとは、やはり憲法上より大きな問題を含んでいると我々としては考えているところであります。また、皇室典範の性格については、先ほど長浜先生の御質問にもお答えをしたつもりであります。現在の皇室典範の性格というものを考えたときに、皇室典範の本則なのか附則なのか特例法なのかということよりも、欽定法、いわゆる宮務法とは違う現行憲法下における天皇の退位等につ

て、またそれに関連する問題について定める法律の在り方ということでありますから、本則なのか附則なのか、そして、現在ある皇室典範なのか特例的に作る新たなものなのかということについては、あくまで形式の問題ということになってくるのではないかなと思っております。

そして、では、その特例法がどうなってくるかということにつきましては、一義的には我々としては内閣としてその内容を定めるということを考えておりますが、今回、国民の多くの気持ちを踏まえて退位について対応する必要がある、これに至った事情というのは当然明確に書かれるものであると思っております。

そして、当然、退位を認め、そして退位に伴って発生してまいります、では退位された陛下の呼称をどうするのかであったりとか、様々な問題についてはきちんと書き込まれたものが提出をされるであろうと。そして、そういったものがきちんと明確にされたものが出てきて、明確にされたものかどうかといったことについては、まさに国会に提出された段階で国会の責任としてきちんと確認をして、確認ができたならば速やかにこの国会で成立を図りたいと、このように思っております。○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。ました。

じゃ、公明党さん、お願いいたします。

○衆議院議員（北側一雄君） 一つは憲法二条の解釈の問題でございますが、これはもう先ほど申し述べたとおりでございます。憲法二条の一番の眼目は「国会の議決した」というところに意味がある。そこで皇室典範の性格が明治憲法下とは全く違ってあるんだということを明確にした。現行憲法の二条で言う皇室典範というのは、一般法と全くレベルは同じ法律でございます。ということで、「皇室典範」という題名の法律でなきゃいけないんだというふうに言っているわけではないんだというふうに考えます。

それから、先例等のお話がございました。特例法であっても重要な先例になると申し述べました。これは、将来のこと、将来はもう絶対駄目だ、退位は認めないんだ、それを排除するんだという趣旨ではないという意味です。それは排除はしないという意味で、将来のことは将来、将来の国民、また国会、またそのときの様々な状況に応じて適切に慎重に判断をしていく、最終的には国会が判断するということがいいんじゃないかという趣旨でございます。

それから、何よりも、制度としますと当然、昨日も申し述べましたとおり、退位の要件というものを書かないといけないわけですね。その退位の要件を書くことが非常に難しいと我々は考えています。

幾つかの理由がありますけれども、やっぱり一番の問題は、天皇の御意思というものを退位の要件に直接してしまうということが、やはり憲法四条一項との関係で憲法上の疑義があると言わざるを得ない。先ほどの二条の解釈の方はそういう少数の見解があることは承知しておりますが、多分これまでの一貫した政府解釈だとか学説の通説としての見解というのは先ほどの二条で述べたとおりなんです、この四条一項の関係でいいますとやはり天皇の御意思を退位の要件として直接掲げてしまうということは、これはやはり四条一項に抵触するのではないかと、むしろ恐らくこの考え

方の方が通説的な考え方ではないかというふうに私は思っております。逆に憲法上の疑義が大きくなってしまふのじゃないのかというふうに私思っております。少なくとも、現時点で制度としてのこの退位の要件を書き込んでいくというのはなかなか難しいなというふうに考えております。それから、特例法のイメージのお話でございます。

先ほども申し述べましたが、特例法とはいってもの重要な先例になりますので、今回、退位に至る事情、背景、一番大事なのは国民の受け止め、国民の理解、そういうことがどうであったのかということについて、恐らく特例法に書かれるんだろう、書かなければならぬだろうというふう

に思っています。そういう意味で、単に退位すると規定するだけではなくて、その前提として、そういう背景、事情、国民の理解等々、そうした事情を書き込んでいくことになるんだろうなというふうに思っております。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。ほかにございますか。

どうぞ、高村先生。

○衆議院議員（高村正彦君） 先ほど野田先生がおっしゃって、もし特例法を作る場合に、そのつなぎの部分は何で本則じゃなくて附則に作るのかという御質問があったかと思いますが、これは、二つの法律の関係を示すようなものは普通附則でやるというのが法律の私はマナーだと、こういうふうに思っていますので、これ、その法律に特別の意味があるんじゃないかと、この二つの法律の、どういう関係にあるのかということを示すものは附則に書くのが一般的だと思っておりますので御理解を賜れば。仮に、私たちはまだそこまで行っていないかもしれませんが、書くとしたら附則だろうなと、こういうふうには思っています。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

○衆議院議員（野田佳彦君） 今のお話に関連して言うと、我々は本則、典範改正、要件定めてという立場であります、今のお話だと、要は憲法

と典範と特例法との関係付けは附則でやると。要はインデックスみたいな扱いでつなげると。

そうすると、ちよつと私はかなり考え方が開きがあるなという……

○衆議院議員（高村正彦君） いや、そんなに開きはないと思いますよ。

ですから、附則に、インデックスすることによって、こちら、特例法は憲法違反の疑義があるということ、一部そういう主張があることは私も知っていますが、内閣法制局が一貫して言ってきたこととは違うということでもあります。

ただ、それを、だから一切つなぎも必要ないななどと言うつもりはなくて、どういう書き方をするかはこれからのことではありますが、皇室典範と一体のものですよというふうなつなぎを書くとする、それは附則に書かれると。そして、これも皇室典範という、恐らく、今、皇室典範そのものを改正しないと憲法違反だと言っている憲法学者も、そういうことにしてその疑義は解消されると私は思っております。

○衆議院議員（野田佳彦君） この話はちよつと今突っ込んでいく話ではないと思いますが。

さっきの四条の国政に対する権能に関して、我々が天皇の御意思を要件としてセットしていることについて、憲法違反の疑いが逆にあるのではないかと御指摘がありましたけれど、この点

についてだけは少し反論しておきたいと思えますけれども、やはり象徴天皇、まさに人間天皇としての公的な行為は、その御意思によって、国事行為はこれは別ですが、御意思によって行われてきたお務めがたくさんあると思います。その中で、まさに御自身の退位するかしないかということ、は極めて御意思に関わることであつて、意思なき退位というのは基本的にはあり得ないのではないかと思います。退位を認めるならば、その御意思というのには十分にこれそんたくされなければいけないのではないかと思います。

これは、皇室典範改正でやるにしろ、特例法で対処するにしろ、御意思に反してはこれ法改正すべきではないです。ね。ということは、特例法でも立法事実として天皇の御意思ということが当然のことながら前提になっているんじゃないでしょうか。この憲法論の話でいうと、それは特例法だろうが、典範改正だろうが、同じことではないかと思えます。

○参議院議長（伊達忠一君） じゃ、自民党さんから。

○衆議院議員（茂木敏充君） 簡単に。ダブる部分もあるんですけど。

憲法の四条では、天皇は国政に関する権能を有しない、そうした上で、効果が国家に帰属することになるような天皇の意思に基づく行為は、憲法

に限定列挙された国事行為以外一切認めない趣旨が書かれていると思っております。

天皇の退位をどう捉えるかということでありまして、天皇の退位は、国家機関としての天皇の地位を離れるという、まさにその効果が国家に帰属する行為を、私は行為と言わざるを得ないんだと思います。そういう意味において、そういった天皇の意思、当然、八月八日のおことばの中からも推察できる部分があります。

そして、それに対して国民が、これまでの陛下の様々な御公務であつたり、そういったことについて、さらには、それについてそれを今後続けていけるかどうか、こういうことについて非常に重い思いを持たれていることについて共感をし、理解をしている、そういったことについては十分念頭に入れる必要があると思っておりますが、直接、天皇の意思ということから退位につなげるということにつきましても憲法上の疑いがあると言わざるを得ないと考えておまして、野田先生おっしゃるように、憲法上の疑義がないものを作るべきであると、全く同じ考え方があります。

そのためには、むしろ、憲法四条一項をどう乗り越えるかと、そちらの方が大きな問題でありまして、二条に関する問題につきましては、先ほど高村副総裁が申し上げたような形で十分対応が可能であろうと、こんなふうに考えております。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

じゃ、公明党さん、お願いいたします。

○衆議院議員（北側一雄君） 昨年の八月八日の陛下のおことば、私も何度も読ませていただきました。そこで様々、私も感じたことがあったんですが、一つ感じたことは、非常にことばそのものの一言一言に注意深くおことばを表明されていらっしゃるということを感じました。ですから、野田先生御承知のとおりで、退位というふうな言葉は一切使われておりません。直接退位に関わるような表現をなされておられません。そのところを、それは陛下御自身が非常に注意深くおことばを発せられているなというふうに私は感じました。

公的行為は天皇の意思に基づく、これを否定するものじゃありません。昨日申し上げたとおりです。ただ、皇位の継承という国政における極めて重要事、この国政に係る極めて重要な皇位の継承について天皇の御意思というものを直接要件化するというのは、これはやはり四条一項に抵触するのではないかと考え方というのは、私はむしろ普通の、通常の考え方ではないのかなというふうに思います。

天皇の意思を直接要件としてしまうと、例えば、民進党の三つの要件でしたでしょうか、皇室會議

の議を経るといふふうを書いてございますが、この文章を見ますと、この皇室会議の議を経るといふ意味は客観性を保つたとかの趣旨のことが書いてございましたが、一旦、天皇が退位に関して御意思を仮に表明されてしまった場合、皇位の継承に関して、これはその後どういふ結論に導こうが非常に問題が出てくる可能性があるわけなんです。そういうのを排除しておかないといけない。天皇に政治的な責任を負わせないということがとても大事なことでございまして、また天皇の政治的利用をしないということがとても大事なわけでして、そういう四条一項の趣旨から考えて、やはり天皇の御意思というものを直接要件化していくというのは非常に難しい、私は困難だといふふうに思っています。

ただ、おっしゃっているとおり、先ほども私申し上げましたが、特例法にせよ、なぜ今回退位に至るのかという背景、事情、最終的には国民の受け止め、理解、そういうことを書いていかざるを得ません。その中に、当然のこととして、天皇の意というものがどこにあるのかということについて、当然その意に反しないということは、その趣旨のことを当然、背景、事情として書き込んでいくんだろうと、いかざるを得ないだろうといふふうにも思っています。

ただ、何度も申し上げますが、直接の要件とす

ることと、今申し上げた背景、事情の一つの重要な要素としていくということとはやはり決定的に違うんだと思っております。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、高村先生。

○衆議院議員（高村正彦君） くだくなつてしましますが、野田先生いみじくもおっしゃった天皇陛下の御意思をそんたくする、私たちはそれに全く反対じゃありません。そんたくするというのと、まさに直接の要件にするというのは、ここは違うんだと。そして、この直接の要件として書くことについては、これは憲法違反の疑いを免れない、むしろそういうふうに感ずる人が私は多数ではないかと、こういうふうに思っております。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。ほかにございますか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

昨日と本日、二日間にわたつての全体会議、ありがとうございます。この皆さん方の貴重な御意見を四者で整理をさせていただいて、また御報告をさせていただきたいと、こう思っております。

今後の進め方とかなんかの御報告についての日程を、実は八日の十四時からということで、衆議院さんの公邸で行いたいと思うんですが、よろ

しゅうございますか、皆さん。

○参議院議員（片山虎之助君） 何をやるの。

○参議院議長（伊達忠一君） 昨日、今日の意見の取りまとめですとか、それを整理したやつをまた皆さん方に報告をして、今後の進め方を。

○衆議院議長（大島理森君） 昨日と今日、大変真摯に、かつ大変な深い議論をしていただいたことをまた一度整理して、そして更に総意を得るための努力をしていきたいという思いで、それらについてまた御議論があればしていただきながらという思いで、今、伊達議長から御提案ありました。よろしくお願いしたいと思います。

○衆議院議員（茂木敏充君） 三月八日の水曜日ですか。この会議を。

○衆議院議長（大島理森君） そうです。全体会議を。

○参議院議長（伊達忠一君） 衆議院の公邸でございます。昨日のところでございます。これをまた整理させていただいて、報告させていただいて、今後の進め方もそこいろいろと協議させていただきたい、こう思っております。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

○衆議院議員（玉城デニー君） 済みません、一点確認ですが、この八日の二日間の意見の取りまとめの前に、二日間の議事録は各党・各会派に配

付をしていただけるでしょうか。

○衆議院議長（大島理森君） 全体会議は議事録公開をいたします。

それから先ほど、各個別のやつは、例えば片山先生の御理解いただければ片山先生のところのあれは先生の方にお渡しするとか、全部を出すかどうかはちよつと協議させていただきます。

○参議院議員（長浜博行君） というか、この議論の前提の報告会議ですから、それがないと。それだけ見たんじゃ分からないんじゃないんですか、ほかの方々は。

○衆議院議長（大島理森君） じゃ、ちよつと協議させていただきます。

○参議院議長（伊達忠一君） よろしゅうございますか。

○参議院議員（長浜博行君） お願いします。

○衆議院議員（穀田恵二君） 今、私どもは、八日の会議のために、論点になっているものを全文、外に公開するかどうかはそれはそちらが考えていただいたらいけれども、せつかくここにお見えの方々にはどんな議論になったかもう一度、そこそきちんとやろうと思うと正確に理解をする必要がありますから、全文を出していただきたいと思はいます。

○参議院副議長（郡司彰君） 今日のじゃなくて。

○衆議院議員（穀田恵二君） 今日のも含めてで

す。今までのを含めて。

○衆議院副議長（川端達夫君） 二十日の件ですね。

○衆議院議員（穀田恵二君） いや、今日を含めて。

○衆議院議長（大島理森君） 個別のやつ。

○参議院議員（又市征治君） 昨日、今日の。

○参議院議長（伊達忠一君） 昨日と今日のやつ

ですね、整理をしたやつ。

○衆議院議員（穀田恵二君） だから、いつ出せるとするのは。

○衆議院議長（大島理森君） できるだけ早く出すようにいたします。

○衆議院議員（穀田恵二君） いつ。

○衆議院議長（大島理森君） 月曜日から火曜日ぐ

らいには出せるだろう。

○衆議院秘書課長（吉田早樹人君） はい。大丈夫です。

○衆議院議長（大島理森君） 今日のやつも含めて。

○衆議院秘書課長（吉田早樹人君） 昨日の分は

今日できる予定です。今日の分は……

○衆議院議長（大島理森君） 今日出せるの。

○衆議院秘書課長（吉田早樹人君） 昨日の分は

今日できると思います。

○衆議院議長（大島理森君） 今日のはできるだ

け速やかに。

○参議院議長（伊達忠一君） 三月八日、衆議院の公邸で十四時からということをお願いさせていただきます。

○衆議院議員（茂木敏充君） この後のマスコミ

対応等は。

○衆議院議長（大島理森君） 昨日と同じように。

○衆議院議員（茂木敏充君） 昨日御指示をいた

だいた形でよろしいですか。

○衆議院議長（大島理森君） はい。恐縮です。

各党の御意見の主張は、客観的にそのままおつ

しゃっていただき、私どもも決して評価をしてい

るわけではございませんし、今日は特に非常に込

み入った真剣な議論でございますから、前回と同

じように、茂木先生、そのように対応していただ

きたいと思はいます。

○参議院議長（伊達忠一君） それでは、今日は

これで終わらせていただきます。

○衆議院議長（大島理森君） ありがとうございます

ました。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます

ました、二日間にわたって。

午前十一時二十二分散会